

農地転用申出書

令和 年 月 日

転用者住所氏名又は名称

印

富士山南麓土地改良区 理事長 杉山 孝文 様

貴土地改良区の地区内の土地について、下記のとおり農地を転用し、農地法第4条・第5条の規定による許可申請をしたいので、富士山南麓土地改良区農地転用取扱規程第2条の規定に基づいて協議いたしたく申し出ます。

記

- 1 転用の目的及び規模
- 2 転用予定時期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
- 3 転用しようとする土地

	しよりとす		1	1	ı	T
市	大 字	字	地 番	地目	地 積(r	(m) 土地所有者住所・氏名
富士市						

4 農地転用の位置図・公図写(地目・地積を記載したもの)・土地全部事項証明書の写し 別紙のとおり



確 約 書

> 令和 年 月 日

転 用 者 住所

氏名

印

土地所有者 住所

氏名

印

耕 作 者 住所

氏名

印

富士山南麓土地改良区 理事長 杉山 孝文 様

土地改良区の地区内の下記農地について、農地法第4条・第5条の規定による許可申請を行うので、 農地転用取扱規程第3条の規定に基づいて確約書を提出いたしますから、意見書を交付願います。

記

1 転用	しようとす	る土地				
市	大 字	字	地 番	地目	地 積(n	m ²) 土地所有者住所・氏名
富士市						

- (1) 農地転用の地域内に現存する農業施設のうち廃止するものにあっては、従来の効用を害しない 範囲内において、転用者が付替帯工事を、土地改良区の指示する期間内に施行する。 転用後、継続使用するものにあっては、土地改良区が維持するものとする。
- (2) 転用農地の地域内またはこれに隣接する農業用施設について、転用者の責に帰すべき、既存のときは転用者に於いて復旧する。
- (3) 転用者が、土地改良区の維持管理する農業用施設に常時注水する場合等には、当該経費として 土地改良区の指示に従い負担金を納入する。
- (4) 土地改良法第42条第1項の規定による組合員としての権利義務は転用者が一切を継承する。
- (5) 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済は組合員(または転用者)が下記のとおり 履行する。

(イ) 必要な決済金 円

- (ロ) 納 期 限 許可の日より 日以内、但し全部又は一部を前納することもできる。
- (ハ) 決済金の内訳
- (4) 補助金返還相当額 円
- (1) 農林漁業資金等未償還債務額 円
- (ハ) 維 持 管 理 費 等 円
- (6) 転用者は工場より生ずる排液は、 川に直接排水し、農地に被害を生じないよう転用者 に於いて措置する。
- (7) 転用者は建造物を付近農地に対して日照、通風等の被害を最小限に留めるよう配置する。
- (8) 転用者は農業用施設及び農地には汚物等を投入流入しない。
- (9) 現に施行中の土地改良事業または将来施行する土地改良事業に対しては当該事業に支障を与えないよう協力する。
 - (注)1 土地所有者、転用者等が多数または転用しようとする土地が多い場合は当該記載事項を別紙とすることができる。
 - 2 確約事項は転用面積の多少、土地改良事業の規模、地区の状況等により必要な事項を定めること。
 - 3 確約事項中(4)は農地転用後も土地改良事業の利益を受ける場合であり、(5)は利益を受けることがなくなるので除斥する場合である。

意 見 書

静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士山南麓土地改良区 理事長 杉山 孝文

		区 分			住				所				氏			名				
1 転用申出事	申出出	(1)車	运用	者名																
		(2)	上地所	斤有者																
	人			員又は 資格者																
	転	(1)土地の所在			富士市 字						番			外	<u>\$</u>	Ě				
項	用事	(2)面 積			田			m² 畑			m²他				m²	計			m²	
	項	(3)転用目的										(4) 輔	伝用時期		R .		~	~ R	•	
2	項目					有			条件付無		#			影響及び条件の内容						
事業	(1)	施行	路線	に与え	える	影響														
木への影響	(2)	農業月	用排力	くに与り	える	影響														
整響	(3)	公	害	Ø	程	度														
3 楮		義務 (1)補具)補助金の			協議沒	斉	(2)決済金 事項		金の		協議	済	指定と転用.				協請	養済
の	状況		返還事功		事項		不言	周					不調				頁		不	調
4 条件又は意見					□農地法第4条 □農地法第5条(売買) □農地法第5条(賃貸借) □農地法第5条(使用貸借						□農地法第5条 () 計) □その他(非農地証明)									
						※農業委員会への提出(予定)日:令和 年 月									日					
5 ž	総	合	意	見			転	用	可			ź	条件点	 	Í		転	用不	可	

届出人	住	所				
	氏	名				
	ΤE	ΞL				